

農地整備事業（通作条件整備）（農山漁村地域整備交付金）

事業の概要

農地整備や農業関連施設の整備と関連した地域農業の振興に必要な農道の整備を実施するとともに、老朽化した農道の保全対策を実施。

<特徴>

- 都道府県が作成する通作条件整備計画※に基づいた農道の新設又は改良
- 点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備等の保全対策

※ 通作条件整備計画とは、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた計画をいう。

主な事業メニュー

区 分		内 容	要 件
1.基幹農道整備	① 一般型	農道網の基幹となる農道の新設・改良	・通作条件整備計画の策定 ・受益面積 50ha以上（注1） ・車道幅員 4.0m以上（注2） ・総事業費 1億円以上 ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占める
	② 保全対策型	既設農道の点検診断、更新整備等	・受益面積 合計50ha以上（注1） ・総事業費 合計3千万円以上 ※ 点検診断のみを行う場合、この限りでない。
2.一般農道整備	③ 一般型	ほ場内の幹線となる農道等の新設・改良	・通作条件整備計画の策定 ・受益面積 50ha以上（注1） ・全幅員 4.5m以上（注3） ・総事業費 5千万円以上
	④ 保全対策型	既設農道の点検診断、更新整備等	・受益面積 合計50ha以上（注1） ・総事業費 合計3千万円以上 ※ 点検診断のみを行う場合、この限りでない。

（注1）山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法又は棚田地域振興法に基づき指定された地域は30ha以上。

（注2）奄美群島振興開発特別措置法、離島振興法、山村振興法、半島振興法又は棚田地域振興法に基づき指定された地域は3.0m以上。

（注3）豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、山村振興法、半島振興法又は棚田地域振興法に基づき指定された地域及び急傾斜地帯は4.0m以上。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体：①及び③ 都道府県 ②及び④ 都道府県、市町村

2. 交 付 率：50%等

※ 沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

